

# ご存知ですか？ 食物アレルギー

## 食物アレルギーとは

人によって、特定の食品を食べたとき、かゆみ、じんま疹、頭痛などの症状が出ることで、ときにはショック症状で死亡することもあります。



販売用に包装された食品には、次の原材料の表示が義務づけられています。



## 食物アレルギーへの対応の動き

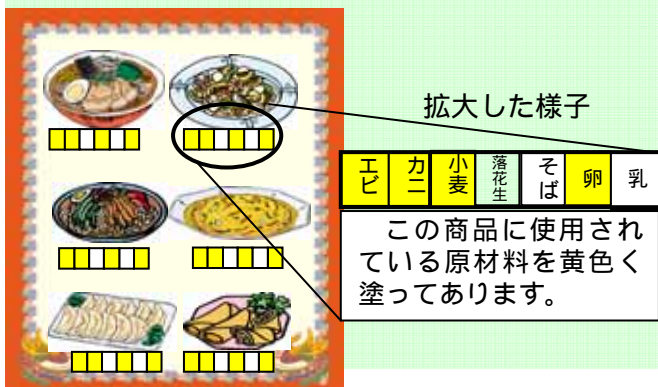
飲食店や旅館で提供される料理は包装されていないので表示の義務はありませんが、食物アレルギー疾患を持つお客様に対し、次のような取り組みを進めていくことが大切です。

## 具体的な取り組み例

### 例1：メニューによる情報提供

積極的にアピールすることが大切です。

**メニューに**、使用した原材料のアレルギー物質を**明記**するなど、わかりやすい情報提供をしましょう。



### 例2：予約受付時の聞き取り

積極的に確認することが大切です。

**予約の際に**、食物アレルギーがないかを**確認**し、ある場合はメニューの変更を提案します。

あらかじめ確認することで対応が容易になります。

どのような食物アレルギーをお持ちですか？  
当旅館では、メニューの変更が出来ます。



問い合わせ先 新潟県福祉保健部生活衛生課

〒 950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

TEL 025-280-5205 FAX 025-284-6757

最寄りの

または

保健所へ